

第24回 内子町農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月7日(水) 午後2時00分～午後2時27分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(13名)
4. 欠席委員(3名)
5. 議案
議事録署名委員の指名
議案第1号 内子町地域計画策定に伴う関係機関の意見について
追加議案第1号 農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について
追加議案第2号 内子町農地利用最適化推進委員の辞任について
6. 農業委員会事務局職員(3名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から3月の臨時総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が13名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。地域計画は、今月末までに作成することとなっておりますので、本日の臨時総会開催となっております。非常に重要な議題となっておりますので、慎重なる審議をお願いいたします。

それでは、ただいまより第24回内子町農業委員会臨時総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

議案第1号、内子町地域計画策定に伴う関係機関の意見について、11件、追加議案第1号、農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について、1件、追加議案第2号、内子町農地利用最適化推進委員の辞任について、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしく願います。

それでは、議案第1号、内子町地域計画策定に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

なお、説明につきましては、11地区すべてを一括して説明をしていただき、意見については、各地区ごとに意見を求めることといたします。

事務局

それでは、議案書の1ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。内子町地域計画策定に伴う関係機関の意見については、農業経営基盤強化促進法第19条第6項、第7項の規定により、内子町長より令和7年2月17日付けで農業委員会に意見を求

められております。

今回の地域計画につきましては、全町を11地区に分けて提出されております。説明につきましては、類似点について最初に説明いたします。

まず、議案第1号の1について説明いたします。1ページをご覧ください。1の(2)地域農業の現状と課題のところです。

担い手はいるが十分でないため、土地の借り受けを希望する認定農業者・新規就農者の受け入れを促進するものであります。

2ページをご覧ください。3の(1)、農用地の集積、集団化の取組のところは、担い手を中心に集積、集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンク（農地中間管理機構）を通じて進めるようにします。

3の(2)、農地中間管理機構の活用方法のところは、地域全体を農地バンク（農地中間管理機構）に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

3の(4)、多様な経営体の確保・育成の取組については、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及び農協と連携し、相談から定着まで切れ目のないよう取り組んでいきます。

以上は、11の計画に類似することです。

それでは、1ページにお戻りください。続いて、議案1号の1から説明させていただきます。

●地区につきましては、資料の1ページから5ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、201haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、栗を中心とした落葉果樹が主である。所得向上を目指し銘柄栗への改植を進める。

4ページ、地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●ほか37経営体です。現状の経営面積は、59.8ha、10年後も現状維持となっております。

続いて議案1号の2です。

●地区につきましては、資料の6ページから8ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、24.6haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、観光農園が主であるが、所得向上を目指して消費者ニーズを常に把握し、多品種栽培を目指す。近年の温暖化の影響で黒ブドウの着色不足が目立つため、青系ブドウの植え替えを進める。

7ページをご覧ください。地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●ほか8経営体です。現状の経営面積は、15.3ha、10年後も現状維持となっております。

続いて、議案1号の3になります。

●地区につきましては、資料の9ページから14ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、184haとなっております。

1の(3) 地域における農業の将来の在り方です。●地区は、栗や柿の落葉果樹が中心の山間地域である。今後の所得向上を目指し、有望品種への改植を図っていく。

12ページをご覧ください。地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●さんほか75経営体です。現状の経営面積は、83ha、10年後も現状維持となっております。

続いて、議案1号の4です。

●地区につきましては、資料の15ページから19ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、176haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、落葉果樹が主であるが所得向上を目指し、有望品種への改植を推進する。梨については、ジョイント栽培に転換し作業省力化や高付加価値化を図る。

18ページをご覧ください。地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●ほか54経営体です。現状の経営面積は、87.94ha、10年後も現状維持となっております。

続いて、議案1号の5です。

●地区につきましては、資料の20ページから27ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、385haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、柿・ブドウを中心とした落葉果樹が主である。所得向上を目指し、有望品種への改植を推進する。

23ページ、地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●さんほか179経営体です。現状の経営面積は、181.7ha、10年後も現状維持となっております。

続いて、議案1号の6です。

●地区につきましては、資料の28ページから31ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、69haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、畑・水田ともに町内で一番集約化が進んでいる地域となっている。今後も中心経営体への集約を進める。

31ページ、地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●さんほか16経営体です。現状の経営面積は、34.8ha、10年は、51.8haとなっております。

続いて、議案1号の7です。

●地区につきましては、資料の32ページから36ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、85haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、山間部では落葉果樹、平野部では水稻の栽培が主である。落葉果樹については、所得向上を目指し、有望品種への改植を進める。平野部の水稻においては、中心経営体への経営移譲を進め、生産の効率化を図る。

35ページ、地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●さんほか58経営体です。現状の経営面積は、60.9ha、10年後の目標は、64.2haとなっております。

続いて、議案1号の8です。

●地区につきましては、資料の37ページから41ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、66haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、山間部のため優良農地は少ないが中山間事業に取り組み農地保全に取り組んでいる。水稻と露地野菜が中心となっており、水稻については、共同防除等の推進、露地野菜については、減農薬・減肥料栽培に取り組み付加価値を上げて収益向上を目指す。

40ページの地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●さんほか43経営体です。現状の経営面積は、18.8ha、10年後も

現状維持となっております。

続いて、議案1号の9です。

●地区につきましては、資料の42ページから47ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、158haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、水稻・露地野菜・菌床シイタケの栽培が主である。水稻については、共同防除等を進め経費の削減に努める。露地野菜は、共選のあるピーマンの作付けを進める。

45ページの地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●さんほか78経営体です。現状の経営面積は、46.1ha、10年後も現状維持となっております。

続いて、議案1号の10です。

●地区につきましては、資料の48ページから52ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、73haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、山間地域に属し優良農地は少ないが、中山間地域等直接支払制度等に取り組み継続して農地を保全する。

51ページをご覧ください。地域内の農業を担う者一覧でございます。●さんほか30経営体です。現状の経営面積は、31.1ha、10年後も現状維持となっております。

続いて、議案1号の11です。

●地区につきましては、資料の53ページから59ページとなっております。区域内での農用地区域内の農地面積は、155haとなっております。

1の(3)、地域における農業の将来の在り方です。●地区は、水稻と施設野菜・露地野菜が中心の地域である。水稻については、中心経営体への作業受託を進め栽培の効率化を図る。野菜については、共選作物であるトマト・ピーマン等の作付けを推進する。

56ページ、地域内の農業を担う者一覧をご覧ください。●さんほか132経営体です。現状の経営面積は、48.4ha、10年後も現状維持となっております。

11地区の計画の説明は、以上となります。ご審議のほどよろし

事務局

くお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。

まず、議案第1号の1●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の1●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の2●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の2●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の3●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の3●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の4●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の4●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の5●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の5●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の6●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の6●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の7●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の7●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の8●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の8●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の9●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の9●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の10●地区の地域計画について、ご意見ご異

会長

議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の10●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第1号の11●地区の地域計画について、ご意見ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第1号の11●地区の地域計画について、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、追加議案第1号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の60ページをご覧ください。追加議案第1号についてご説明いたします。地図の方は62、63ページになります。60ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年1月31日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆、2,771㎡です。除外の目的は、植林です。

それでは、61ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが植林を行い山林に転用するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請地では、野菜や柿を栽培しておりましたが、たびたびイノシシの被害に遭い収穫量が上がらないことや、急傾斜地の農地のため高齢となった申請人には農作業が困難なことから、植林を行い山林として管理するため、農用地から除外したい旨の申出がありました。申請地は、第一種農地に該当せず、周辺農地への影響は少ない事を考慮し、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

事務局

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

3月5日、申請人の●さんについて話を聞きました。先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は急傾斜地の農地で、申請人は高齢のため今後農地として管理することができないとのこと。また、たびたびイノシシなどの被害に遭い、収穫量も上がらないことから、植林をして山林として管理するため農用地区域から除外するものがあります。

現地を確認しましたが、申請地周辺への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、追加議案第2号、内子町農地利用最適化推進委員の辞任について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の64ページをご覧ください。去る令和7年3月1日に、●地区を担当する農地利用最適化推進委員の●委員から、健康上の理由により内子町農地利用最適化推進委員の退職願が会長あてに提出されました。農業委員会等に関する法律第23条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の同意とするために、提案をするものでございます。

なお、●委員におかれましては、病氣療養中とのことでありまして、健康上の理由は正当な事由と判断して差し支えないと思われまます。また、欠員補充のことにつきましては、議決後に説明させていただきます。

事務局 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご異議はございませんか。

 (異議なし)

会長 ご異議がないようですので、異議なしと認め、追加議案第2号「内子町農地利用最適化推進委員の辞任について」は、辞任を認めることに決定しました。

 次に、欠員の補充について事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今の辞任をお認めいただき、農業委員会の同意が得られましたので、●委員は本日付で退任となります。

 欠員の補充についてですが、内子町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条に、「推進委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならない」と規定されております。

 また、内子町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条で●地区より1人となっており、今後の農地の利用状況調査など業務が山積していることから、●地区の農地利用最適化推進委員について推薦及び募集するものであります。なお、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の期間は4週間で、その後、委員会でご承認いただき、新たな●地区の農地利用最適化推進委員が決定いたします。以上でございます。

会長 事務局から説明がありましたとおり、●地区の農地利用最適化推進委員について推薦及び募集することにいたしました。農業委員・推進委員さんには、●地区の農地利用最適化推進委員が決定するまでは、●地区の案件がありましたら協力し合いながら、活動に支障がないようにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

 以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思っております。